

平成 16 年 7 月 28 日

各 位

株式会社 UFJホールディングス
(コード番号:8307)
株式会社 UFJ銀行

金融庁検査における対応等に関する業務改善計画について

既に公表しておりますように、株式会社UFJホールディングス(社長:玉越良介)及び株式会社UFJ銀行(頭取:沖原隆宗)は、先月18日、金融庁より行政処分を受けておりますが、当グループは、当該処分を真摯に受け止め、今般、以下のような内容の、コーポレート・ガバナンス態勢の抜本的強化に向けての具体策を取り纏めました。

また、本件具体策を軸に、「検査対応に関する行政処分」、「中小企業向け貸出に関する行政処分」、「業績予想修正と決算短信の計数が大幅に異なったことに関する行政処分」の3点の処分に対する業務改善計画を提出致しました。

今後は、業務改善計画の着実な履行により、経営改革に全力で取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

なお、「資本増強行に対するフォローアップルール(いわゆる3割ルール)に関する行政処分」に対する業務改善計画につきましては、三菱東京フィナンシャル・グループとの経営統合に関する今後の見通し、および不良債権の抜本的処理、の2点が当該業務改善計画に与える影響をなお見極める必要があることから、本年9月上旬頃までを期限に、すみやかに提出してまいります。

1.総括

お客さまや株主・投資家をはじめ多くの皆さま方には、行政処分を受けて以降、本日に至るまでの間、多大なご迷惑・ご心配をお掛けしてきたことにつき、深くお詫び申し上げます。

以下で詳述致しますように、金融庁検査における対応につきましては、第三者による調査と評価を受け、その結果、検査忌避に該当すると思料される行為があったとの認識を当グループとして持つに至っております。従来の調査が不十分であり、判断も極めて甘かったために、銀行として認識を誤っていたことについて深く反省するとともに、当局のご指摘については、改めて厳粛に受け止めております。

また、かかる検査忌避に該当すると思料される行為が、当局検査全般の実効性を著しく毀損するとともに、信用秩序の維持、預金者の保護、金融の円滑化の確保といった金融行政の目的達成を阻害するものであったと深く反省いたしております。

今後は、かかる事態を二度と繰り返すことのなきよう、コーポレート・ガバナンス態勢を再構築するとともに、経営トップ自らが率先垂範して各種の改善対応策に取り組んでまいることにより、社会的な信頼の回復に努めてまいり所存であります。

2. 具体的対応策について

以下では、処分内容毎に、「行政処分における指摘事項」、「当グループの現状認識」、「再発防止策の概要」を順に記載してまいります。

【 1. 検査対応に関する業務改善計画】

(1) 行政処分における指摘事項

行政処分では、UFJ銀行に対する金融庁検査において、以下の9点にあるような、検査忌避等に該当すると思料される行為および多数の不適切な検査対応が認められた」と指摘されております。

書類の隠蔽

- ・執務室以外の場所へ書類を移動し、隠蔽

データの隠蔽

- ・重要なデータ等を廃止された部署のサーバーに移動
- ・事実上、その存在が探知できない状態に置くなどし、隠蔽

上記、の総括

- ・これらの行為は検査に先立ち、累次の部内会議における指示の下、組織的に実施
- 立入検査時の虚偽の回答

- ・立入検査時、書類保管場所の存否にかかる検査官からの質問に対し、虚偽回答
- 資料の破損

- ・検査官の傍らで一部の資料を破損

議事録の改ざん

- ・大口先などに関し経営陣等が審査を行った際の議事録の改ざん
- 改ざん後の議事録を真正なものとして検査官あて提出

検査提出資料の改ざん

- ・特定債務者に係る検査官の資料要求に対し、関係資料を改ざん
- 改ざん後の資料を真正なものとして検査官あて提出

上記、の行為に対する経営陣の関与

- ・これらの行為は、経営陣の関与の下、組織的に行われた

情報の不開示及び虚偽説明等

- ・資料・データ等の隠蔽等を前提に、個別債務者の業容や財務状況に関して、検査官に対して虚偽説明

(2)当グループの現状認識

当該行政処分における指摘と当グループの認識に大きな隔たりがあったため、当グループは再発防止策を講じていく一環として、第三者による調査が必要と判断いたしました。当該調査は客観性や公平・公正を期すため、行員はヒアリング調査には一切立ち会わず、かつ当グループの顧問ではない弁護士のみで構成される調査委員会(委員長 濱 邦久 弁護士 / 元法務事務次官 元東京高検検事長)に委託いたしました。

本調査結果を受け、現在における当グループの認識としては、以下のとおり、検査忌避に該当すると思料される行為があったとの認識を持つに至りました。

書類・データの隠蔽」、「虚偽回答」、「資料破損」については、一部の部署において、検査忌避の意図を有しながら組織的に行ったと認めるのが相当であると思料しております。

議事録・資料の改ざん」については、行政処分の中でご指摘を受けた議事録・資料に関し、検査忌避の意図を有しながら組織的に行ったと認めるのが相当であると思料しております。

情報の不開示及び虚偽説明等」については、行政処分の中でご指摘を受けた個別債務者の業容や財務状況の説明に関し、虚偽説明を行ったものと認められます。また、一部の説明においては組織性が認められます。

このように、私どもの現状認識は、第三者の調査を踏まえた結果、先月18日に公表した「意図したものではないとは言え、外形上、法令違反の疑いを抱かれても致し方のない行為」という認識とは大きくかけ離れるものとなりました。この点につきまして、深く反省するとともに、ご迷惑・ご心配をお掛けしたことにつき、改めてお詫び申し上げます。

(3)再発防止策の概要

UFJ銀行において、次のような取組みを実施してまいります。

社外取締役を中心としたコーポレートガバナンス態勢の再構築

当グループから独立した立場にある識者を、経営監督に専念していただく、非執行取締役として複数名選任いたします。

取締役会においては、大口与信先の新規与信案件への関与強化を図るなど、適切な経営監督、方針決定を行ってまいります。

業務監視委員会の抜本的改組

新たに任用する社外取締役が業務監視委員会委員長および委員に就任いたします。

更に、当該委員会は、委員長を含む社外取締役と、委員長が指名する外部専門家のみで組織され、その独立性が厳格に担保されることとなります。

当該委員会には、内部監査部門を監督・指揮する全ての権限を付与いたします。

当該委員会は、執行部門から独立した立場で、取締役会及び金融庁に対し、リスク管理、コンプライアンス、並びに内部監査の状況について、報告をいたします。

法令等遵守態勢の強化

頭取を含む執行取締役及び執行役員は、法令等遵守に関し、「宣誓書」を業務監視委員会あてに提出することといたします。

頭取自らコンプライアンスに対する取組みを率先垂範いたします。

役職員の法令等遵守意識を向上させるほか、「法令遵守ホットライン」を通じたモニタリング態勢を一層強化いたします。

内部管理を強化するための組織再編成

監査企画室を新設し、業務監視委員会の事務局として、内部監査部を統括・監督するとともに、内部監査の企画等を実施いたします。

内部監査部を充実させ、本部に対する監査機能の充実を図るほか、資産査定に一層重点をおいた監査体制を構築いたします。

財務部および信用リスク管理委員会を新設いたしました。これにより、信用リスク管理を含む内部管理態勢を強化してまいります。

検査対応業務の適正な管理

検査対応窓口をコンプライアンス統括部とし、受検体制に関するモニタリングを強化し、受検スタンスの周知徹底を図ります。

検査開始にあたって業務監視委員会委員長が検査官と面談するなど、検査対応に関するガバナンスを強化いたします。

【 . 中小企業向け貸出に関する業務改善計画】

(1)行政処分における指摘事項

行政処分では、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関し、取組態勢が不十分であったと認められ、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」において示されている「経営健全化計画を自らの確に履行しようとしていないと認められた場合」に該当すると指摘されております。

(2)当グループの現状認識

経営健全化計画の重要項目である中小企業向け貸出に関する管理態勢が、当グループでは十分機能しておりませんでした。

具体的には、企業規模判別に用いる属性（業種・資本金・従業員数等）の登録ルールや、定義に沿った個人向け事業性貸出金の抽出が不十分でした。また、お客さまの属性の定期的な見直しや登録状況に関するチェック態勢が不十分でありました。このため、大企業向け貸出が中小企業向け貸出実績に一部混入する一方、本来は中小企業向け貸出に含めるべきものが一部未計上となっております。

また、本部による施策展開、拠点指導、牽制・検証を徹底する枠組みに不十分な点があったことにより、早期健全化法の趣旨にそぐわない懸念のある、期末を跨ぐ短期間の貸出が相当額発生しておりました。

なお、修正後の過去実績計数等につきましては、現在、最終の精査中につき、確定次第、「経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」の中で、近々公表させて頂く予定です。

(3)再発防止策の概要

上記の認識を踏まえ、以下のような取り組みを実施することにより、グループとしての取組態勢を確立・強化し、早期健全化法の趣旨を十分に踏まえた対応を行ってまいります。

組織態勢の整備

中小企業向け貸出に係る内部管理態勢の強化のため、UFJホールディングスにおいては経営企画部が、UFJ銀行においては企画部が統括部署となり、従来の対応が不十分であった反省に立ち、内部管理態勢の改善・強化に向けた取り組みを行ってまいります。

- ・ UFJ銀行においては企画部が全関係各部の態勢整備についての進捗状況管理を行ってまいります。
- ・ 管理・取組態勢が十分機能しているかについては、内部監査部が本部・営業店監査を通じて検証し、不適切な場合には、是正勧告をするなど、二次牽制の強化を行ってまいります。

計数管理態勢の強化

お客さまの属性(業種・資本金・従業員数等)の登録・管理に関するルールの改善など、属性管理態勢の強化・確立により、精度の向上を行うとともに、報告内容確認態勢を確立してまいります。

- ・ 属性の初期登録ルール、定期的な見直し・検証ルールといった属性管理ルールの制定及びシステム対応等による精度向上を行ってまいります。
- ・ ルールの徹底、拠点指導等により、属性に関する重要性を徹底してまいります。
- ・ 傘下銀行における中小企業向け貸出に関する定義・計上基準の明確化・統一化を行うことで、当グループの実績を正しく報告できる態勢を整備してまいります。

実態確認態勢の改善

拠点での業務推進、本部による施策展開・拠点指導において、早期健全化法の趣旨を十分に踏まえた対応を行ってまいります。

- ・ 健全な中小企業のお客さまの資金需要に対する円滑な資金供給という趣旨を再徹底してまいります。
- ・ 「早期健全化法の趣旨に沿った貸出」を推進し、「趣旨を逸脱する貸出」を防止するバランスのとれた業績評価に見直してまいります。
- ・ 適切な与信運営の実現を目的とし、ルールの徹底、厳格な案件審査・拠点指導を通じて、貸出金管理を厳格化してまいります。
- ・ 期末を跨ぐ短期貸出について、実態確認の把握に努め、早期健全化法の趣旨を逸脱する貸出の再発防止に取り組んでまいります。

貸出増強に資する施策の展開

UFJ銀行において、小規模法人向け定型与信商品「UFJビジネスローン」、中小法人向け審査手法「ベーシックモード」、中堅法人向け審査手法「業種別審査判断基準」などを積極的に展開してまいります。また、中小企業向け貸出の増強を目的に中小企業の新規先獲得を専門とする営業人員を増員するなど、早期健全化法の趣旨を踏まえ中小企業向け貸出の増強をなお一層推進してまいります。

計数管理・実態確認を徹底するための態勢整備

UFJ銀行において、業務所管部、リスク管理所管部による実態把握・計数管理態勢の強化、見直しに加え、内部監査部による本部・営業店監査を通じた検証を行うなど、再発防止策が適切に構築されているかについて検証を徹底してまいります。

【 .業績予想修正と決算短信の計数が大幅に異なったことに関する業務改善計画】

(1)行政処分における指摘事項

行政処分では、平成 16年 3月期業績予想修正の時点で十分に慎重な見通しをもって経営判断を行わなかった結果、決算短信において貸倒引当金繰入額が約 5,000億円増加しており、適切な信用リスク管理態勢の確保、相互牽制機能の発揮が不十分であるなど内部管理態勢に重大な問題が認められたと指摘されております。

(2)当グループの現状認識

業績予想修正発表時点における引当金算出方法や大口問題先への引当の考え方を取り纏めていくにあたり、金融再生法開示債権額削減の過程で想定外の与信関連費用が発生するという不確実性に関する考慮が不十分でありました。

こういった慎重かつ保守的な経営判断の欠如は、信用リスク管理態勢・相互牽制機能等「内部管理態勢」と、それらを統治・監督すべき「ガバナンス」機能に問題があったことによるものと認識しております。

(3)再発防止策の概要

上記の認識を踏まえ、「【 .金融庁検査への対応】(3)再発防止策の概要」にてお示しした抜本的な経営体制の見直しを含め、以下のような取組みを実施することにより、グループとしての信用リスク管理に対する確固たる経営姿勢を示します。

取締役会の機能強化

UFJ銀行において、取締役会における償却・引当や大口問題先等に関する審議内容の拡充により、取締役会の信用リスクへの関与を深めます。

本部機能の強化

UFJ銀行において、次のような取組みを実施するなど、信用リスクに係る「基準」やその「運用」、「検証」といった信用リスク管理プロセスの適切性を確保いたします。

- ・ 外部専門家のみにより構成される「信用リスク管理委員会」の設置により、「基準」の客観性・透明性を確保いたします。
- ・ 企画部内にあった「生計・税務部門」等を分離し、「財務部」を新設いたしました。これにより、決算・開示についての独立性・適切性・透明性を確保いたします。
- ・ 与信企画部内に「基準指導チーム」を新設いたしました。営業店・審査所管部への指導を徹底することにより、格付・自己査定の正確性を向上いたします。

各役員の職務上の責任分担を明確化

信用リスクに関わる役員の職務上の責任を明確にすることにより、各役員の信用リスクへの管理・監督機能および牽制機能を向上させます。

相互牽制機能の確立

償却引当基準の制改定、格付・自己査定態勢、大口問題先管理に関し、信用リスク管理の現業に携わる執行部門における、一次牽制態勢の確立を図ります。

UFJ銀行において、次のような取組みを実施するなど、内部監査部の機能強化を図ります。

- ・ 内部監査部を業務監視委員会直轄とし、執行部門より完全に独立させることにより、執行部門に対する牽制を強化いたします。
- ・ 内部監査部内に「大口先専担グループ」を新設いたしました。これにより、個々の大口債務者の信用リスクについて適切に把握・検証いたします。
- ・ 業務監視委員会の下に「監査企画室」を設置し、内部監査の統括・監督・企画を担当することにより、監査機能の向上を図ります。

監査役は「信用リスク管理委員会」や「大口先専担グループ」等との連携により償却引当基準の制改定や大口問題先管理等を検証するとともに、内部監査部や監査法人与適時適切に意見交換等を実施し監査の実効性向上に努めます。

また、新たな業務監視体制が適切に機能しているかについても確認してまいります。グループ経営の観点から、UFJホールディングスは親会社本来機能を発揮するために、UFJ銀行をはじめとする傘下子会社のガバナンス・内部牽制機能の検証を積極的に実施いたします。

3. 責任の明確化

今回の一連の行政処分を重く受け止め、関係した役職員について、その責任を明確にいたしました。

役員については、既に、本年6月18日時点で人事処分を実施済みですが、その後の第三者による調査結果を受け、「検査忌避に該当すると思料される行為があった」との新たな認識を踏まえ、「金融庁検査における対応」にかかる人事処分について、別紙のとおり処分内容の見直しを実施いたしました。

職員についても、一連の行政処分に関する現在の認識に基づき、別紙のとおり人事処分を実施いたしました。

なお、本年6月18日時点で、不十分な調査に基づき、誤った判断を下した経営責任についても、別紙のとおり明確にいたしております。

4. 今後の経営方針

当グループは今回の業務改善命令を真摯に受け止め、提出した業務改善計画の着実な履行により、信用リスク管理をはじめとする内部管理態勢等、コーポレート・ガバナンス態勢の再構築を早期に実施してまいります。

以上

役職員の処分について

【既に実施済みの役員に対する処分】

今回の一連の行政処分を受け、以下の人事処分を、本年 6月 18日付けで実施済みであります。

- (1) 当グループの旧経営陣 (UFJホールディングス社長、UFJ銀行頭取、UFJ信託銀行社長)は、平成 16年 3月期決算が赤字・無配となったことの経営責任、及び 資本増強行に対するフォローアップルール (いわゆる 3割ルール)に抵触したことを重く受け止め、辞任しております。
- (2) 今回の行政処分の対象となった各項目を所管していた担当役員についても、以下のような処分を実施しております (鍵括弧内は対応する処分内容。役位は当時)。

<辞任 :計 8名>

- ・検査対応」・中小企業貸出」・決算修正」・「3割ルール」：常務執行役員 2名
- ・検査対応」・決算修正」：代表取締役副頭取 1名、執行役員 1名
- ・検査対応」：代表取締役副頭取 1名、常務執行役員 1名、執行役員 2名

<月額報酬減額 :計 3名>

- ・決算修正」・「3割ルール」：常務執行役員 1名 (10%)
- ・中小企業貸出」：専務執行役員 1名、執行役員 1名 (5%)

【検査対応に関係した役員に対する一部処分の見直し】

検査忌避に該当すると思料される行為があった」との第三者による調査結果を受け、検査対応に関係した役員のうち 岡崎 和美 代表取締役副頭取、早川 潜 常務執行役員、稲葉 誠之 執行役員の 3名に対する処分を見直し、解任相当とすることといたしました。

【職員に対する処分の実施】

今回の一連の行政処分を受け、厳正な処分 (降格降級降職、譴責、戒告等)を実施いたしました。

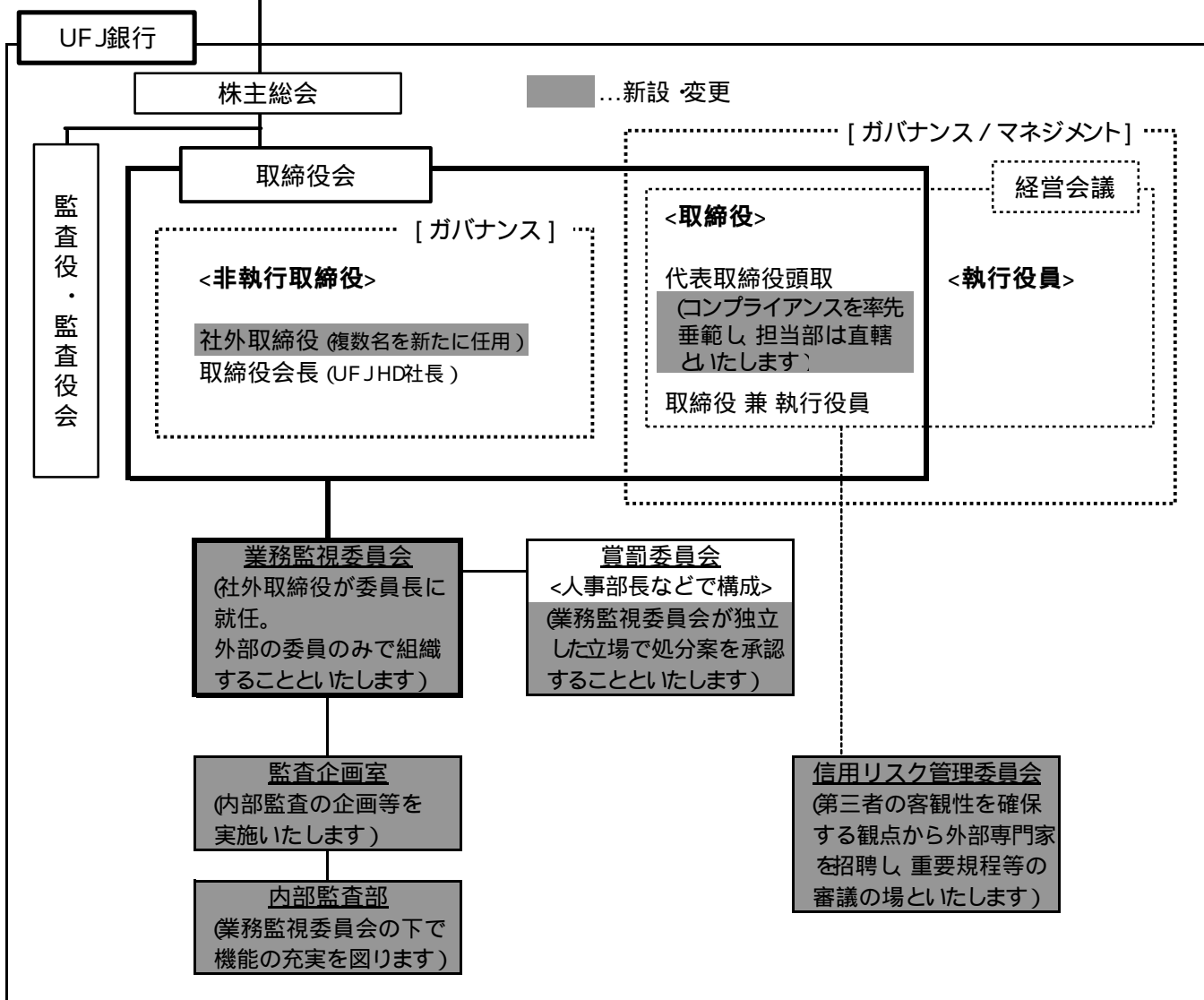
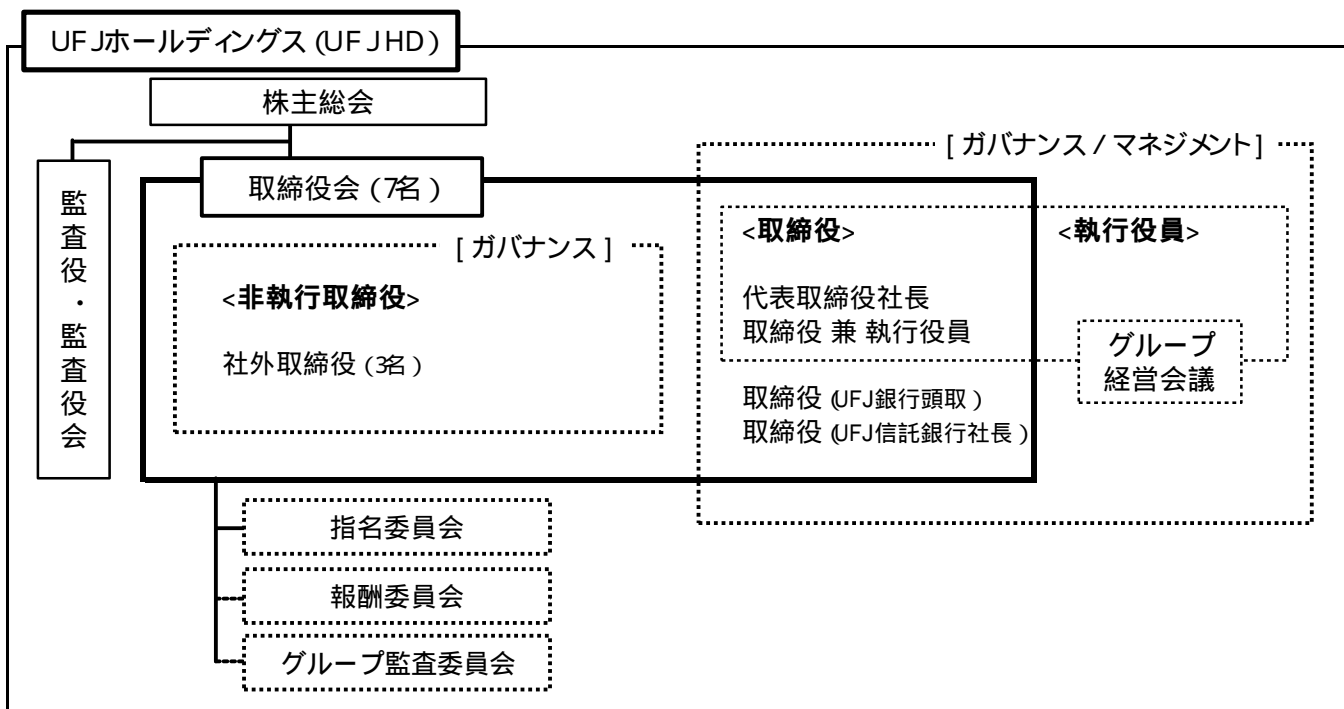
- ・検査対応」：78名
- ・中小企業貸出」：3名

【現経営陣における経営責任の明確化】

本年 6月 18日時点で、不十分な調査に基づき、誤った判断を下した経営責任については、下記の月額報酬減額 (50%)に加え、UFJホールディングス社長 玉越良介、UFJ銀行頭取 沖原隆宗の 2名は更に当面 30%、UFJ銀行専務執行役員 水野俊秀は更に当面 20%の追加報酬減額を実施いたします。

なお、UFJホールディングス並びにUFJ銀行の全役員については、平成 16年 3月期決算が赤字・無配となったことを受け、当面、一律 50%の月額報酬減額を実施いたしております。

コーポレート・ガバナンス態勢の再構築



商法第 188 条第 2 項第 7 号ノ 2 に定める社外取締役です。

[ガバナンス] ... 取締役(会)による経営監督
[マネジメント] ... 業務執行